

熊本東税務署からの
お知らせ

～消費税軽減税率制度説明会の開催について～

事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。
多くの事業者の方に関係のある制度ですので、是非、お越しください。

本年（2019年）10月1日に、消費税率の10%への引上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。
軽減税率対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として
飲食料品等を購入する事業者の方も取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に
向けた準備が必要となります。

また、消費税の免税事業者の方も、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる
場合がありますので、制度の実施に向けた準備が必要となります。

開催日	開催時間	会場
5月9日(木)	① 10:00～11:30 ② 14:00～15:30	火の国ハイツ 熊本市東区石原2丁目2-28 (県民総合運動公園入口)
5月21日(火)	③ 10:00～11:30 ④ 14:00～15:30	

- (注) 1 **事前申込は不要**です。
2 説明内容は、消費税の軽減税率制度の概要（軽減税率対象品目、帳簿・請求書の区分記載方法等）、
事業支援者措置（軽減税率対策補助金）、インボイス制度の概要を予定しています。
3 会場の駐車場には限りがあります。
4 **問い合わせ先 熊本東税務署 総務課** ☎ 096-369-5566（代表）

お問い合わせの際は、税務署の電話番号にお掛けいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。